

## 八王子市学校給食会設置要綱

### (名称)

第1条 本会の名称は、八王子市学校給食会とする。

### (目的)

第2条 本会は、学校給食について研究し、学校給食の適切な運営振興を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校給食を円滑に運営するための研究協議
- (2) 学校給食に関する調査研究
- (3) 研究会、講習会、講演会の開催
- (4) 学校給食諸団体との協力提携
- (5) 関係官庁への意見具申並びに陳情
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

### (組織)

第4条 本会は、八王子市立小学校長、給食主任、栄養士、調理員をもって組織し、本会の中に、全体会、役員連絡協議会、給食主任会、栄養士会、調理員会を置く。

### (役員)

第5条 本会に次の役員をおき、役員連絡協議会を構成する。

会長 1名 副会長 3名 庶務 3名  
給食主任会（世話人、副世話人）2名 栄養士会代表 3名 調理員会代表 3名

### (理事、役員を選出および任務)

第6条 理事、役員を選出と任務は次の通りとする。

- (1) 理事は、市立小学校の校長をもってあてる。理事は、理事会を組織し、本会運営の決定にあたる。
- (2) 会長は、理事の互選によりこれを定める。会長は、会を代表し、本会を統括する。
- (3) 副会長3名のうち、2名は理事より選出し、他の1名は給食主任より選出する。副会長は会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代行する。

- (4) 庶務3名のうち1名は会長校の給食主任が担当する。もう1名は給食主任より、また、もう1名は学校給食課職員に委嘱し、本会の庶務をつかさどる。
- (5) 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第7条 本会の会議は、理事会、全体会、役員連絡協議会、給食主任会、栄養士会、調理員会の6種類とする。

- (1) 会議は、すべて会長が必要と認めた時に召集する。
- (2) 部会を設置する必要性を認めたときは、役員連絡協議会で協議し、理事会で決定する。
- (3) 全体会は、年1回開かれ、役員、給食主任、栄養士、調理員全員で組織し、活動報告・決算報告と活動計画・予算の承認および研究報告を行う。
- (4) 役員連絡協議会は、役員により組織し、各会の運営に関する協議及び各会相互の連絡調整を行う。
- (5) 給食主任会は、給食主任全員により組織し、第2条の目的に沿って世話人、副世話人を中心に調査研究等を行う。
- (6) 栄養士会は、栄養士全員により組織し、第2条の目的に沿って調査研究等を行う。
- (7) 調理委員会は、調理員全員により組織し、第2条の目的に沿って調査研究等を行う。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

この要綱は、平成26年5月9日から施行する。

この要綱は、平成27年5月14日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。